

再複写無効

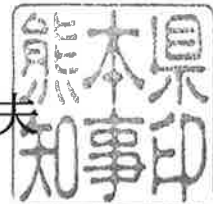
産業廃棄物処分業許可証

住所 玉名郡南関町大字下坂下字棒目木4771番地3

氏名 公益財団法人熊本県環境整備事業団
代表理事 田嶋 徹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日 平成 27 年 12 月 25 日

許可の有効年月日 平成 32 年 12 月 24 日

1. 事業の範囲

事業の区分	処理方式	取り扱う産業廃棄物の種類
最終処分業	管理型埋立	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物又は植物に係る固形状の不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、政令第2条第13号に規定する廃棄物（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物を含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

種類	設置場所	設置年月日	処理能力
管理型埋立	玉名郡南関町大字下坂下字冷水1954番1 外60筆	平成27年11月25日 平成25年3月5日 第埋-033号	埋立地面積：31,121m ² 埋立容量：423,395m ³

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用し、毎月報告すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成27年12月25日付けで新規許可
- (2) 平成28年4月29日付けの変更届出により住所変更（旧住所：熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）
- (3) 平成28年7月19日付けの変更届出により代表者変更（旧代表者：村田信一）

5. 規則10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 「無」